

第2回協議会事前意見照会で挙げた意見

資料 2 - 4

| No. | ページ数 | 該当項目 | 委員意見 | 修正の有無・修正内容 |
|-----|-------|---------------------------|---|--|
| 1 | 2 | I 1 (2) 国内の動向 | <p>いまの書き方だと、日本国は国連人権規約をすべて批准しているような読み方ができるが、個人通報制度については署名していない。以下のヒューマンライツの記事参照。注などでよいので、書いておいたほうが良いのではないか。</p> <p>「国際人権保障にとって大変重要な権利の種類とその内容を記した自由権規約と社会権規約は、国家が自ら守ることを約束した条約の一種で、2017年3月現在それぞれ169カ国と165カ国が入っています。日本も1979年にこれら二つの規約の締約国となりました。</p> <p>この規約の締約国となった国家のうち、もしその内容を守らなかった場合に被害を受けた人がそのことを国連に訴えることを認める国家は、さらに選択議定書にも入っています。この国連に訴える制度のことを個人通報制度といい、国内であらゆる手立てを尽くしても国家によって受けた人権侵害が回復されない場合には、そのことを規約によって作られた委員会に通報して審査してもらうことができます。自由権規約は個人通報制度を初めから持っていました。社会権規約の個人通報制度に関する選択議定書は2008年に採択され、2013年に発効しました。</p> <p>日本は残念ながら選択議定書には入っていないので、私たちはいままのところ日本政府による自由権規約に違反する行為を国連に通報することはできません。すでに115カ国が認めているこの制度を日本が認めていないのは大変残念なことで、一日も早く個人通報制度を認めて選択議定書に入ることが求められます。」</p> | <p>2ページの4～5行目に「日本は国連で採択された『国際人権規約』をはじめ、人権に関連する様々な国際条約を批准しています」と記載しており、「様々」＝「全て」ではないと捉えているため、個人通報制度まで記載はしないこととした。なお、用語説明の国際人権規約の箇所、「日本は『自由権規約』、『社会権規約』、『選択議定書』のうち、『自由権規約』と『社会権規約』を批准した」旨の記載をしている。</p> |
| 2 | 5 | I 4 指針改定の趣旨 | <p>4行目に「一方で、差別や人権侵害、痛ましい事件や」とあるが、何が痛ましい事件なのか分からないのではないか。</p> | <p>該当部分を修正した。 「痛ましい事件や、それら」の記載を削除した。</p> |
| 3 | 5 | I 4 指針改定の趣旨 | <p>5行目に「賑わせている」とあるが、にぎやかにするという表現をここに使用するのは不適切ではないか。</p> | <p>該当部分を修正した。 「賑わせている」を「騒がせている」に記載変更した。</p> |
| 4 | 8 | III 1 人権教育の推進 | <p>3段落目に「人権尊重の理念を定着させ、人権感覚あふれる学校や地域社会であるためには」とあるが、「人権感覚あふれる」の意味が取りにくい。より簡潔に「人権尊重の理念が定着しているといえるためには」等にしてはどうか。</p> | <p>該当部分を修正した。 「人権尊重の理念を定着させ、人権感覚あふれる学校や地域社会であるためには」を「人権尊重の理念が定着しているといえるためには」に記載変更した。</p> |
| 5 | 8 | III 1 人権教育の推進 (2) 社会教育 | <p>「全ての人々が、人権尊重の精神を社会意識として身につけ、行動できる人権感覚や実践的態度を培い」とあるが、文として変ではないか。「全ての人々が、人権尊重の精神を社会意識として身につけ、行動において発揮できる人権感覚や実践的態度を培い」等にしてはどうか。</p> | <p>該当部分を修正した。 「行動できる」を「行動において発揮できる」に記載変更した。</p> |
| 6 | 13～14 | III 4 (1) ■ 施策の方向性 ■ | <p>女性の身体的健康に関する記述、特に妊娠や出産などに関する支援が入っていないが、良いか。</p> | <p>該当部分を修正した。 施策の方向性6として「女性の生涯を通じた健康支援」を追記した。 ↓追記した部分 6 女性の生涯を通じた健康支援 女性が生涯を通じて自分らしく充実した生活を送るために、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点に基づき、思春期、妊娠・出産期、更年期など、それぞれのライフステージごとに健康課題に関する正しい知識や認識を深めるための教育・啓発に取り組み、健康長寿の地域社会づくりを推進します。</p> |

| | | | | |
|----|----|----------------------------|---|---|
| 7 | 22 | Ⅲ4(4) ■課題■ | 「そのために、社会からバリアを取り除くのではなく」とあるが、「社会からバリアを取り除くことが否定されているように読めてしまう。「社会に一度作られてしまったバリアを取り除くことだけでなく、初めからバリアを作らない～」等にした方が良いのではないか。 | 該当部分を修正した。 後述の箇所「初めからバリアを作らない」という文言が記載されているため、「社会からバリアを取り除くのではなく」を「社会に一度作られてしまったバリアを取り除くことだけでなく」に記載変更した。 |
| 8 | 24 | Ⅲ4(5) ■課題■ | 下から9行目に「して残るとしています」とあるが、「として」の主体が不明確である。調査ではということなのだろうが、調査主体が書かれていない。 | 該当部分を修正した。 調査主催を示すため、2段落目の「実施された」を「国が実施した」に記載変更した。 |
| 9 | 30 | Ⅲ4(8) 犯罪被害者等の 人権 | 「犯罪被害者等」という語が気になる。定義が必要だと思う。 | 注釈に説明を記載することとした。 |
| 10 | 40 | Ⅲ4(13) セクシュアルマイ ノリティの人権 | 最初の2行の定義が気になる。不正確である。 | 該当部分を修正した。 冒頭2行「セクシュアルマイノリティとは、同性に恋愛感情を持つ人(性的指向)や、自分の性に違和感がある人(性自認)などのことを言います」を「セクシュアルマイノリティとは、性的指向や性自認などの様々な性のあり方において少数派の立場にある人のことを言います」に記載変更した。 また、8行目に「セクシュアルマイノリティは、性的指向が同性又は両性に向かっている、いずれの性別にも性的指向が向かない、からだの性と性自認が異なるなどの理由から少数派とされています。」を追加した。 |
| 11 | 1 | I 1(1) 国際的な動向 | 冒頭の文を次の様に修正する 「人権とは、総ての人々が生まれながらに持つ権利であり、等しく生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利として、誰にとっても身近で大切なものであり、日常における本人の人権主体としての自覚と、周りの人々の思いやりによって守られるべきものです。」 修正の主旨 1、ほとんどは文節の入れ替えによって、日本語として整える目的。 2、「～における本人の人権主体としての自覚と、」の挿入のみが、内容変更。 イェーリングの『権利のための闘争』の主旨の一つ 権利主張は、自己のためのみではなく、社会のためでもある(例えば同じ権利を持っている人の救済につながる)のであり、自己の権利を侵害されたら、社会全体の法と正義の実現のためにも、積極的に権利主張をおこなうべきである を踏まえたものである。 元の文では、あまりに人権が受け身のものとなってしまう。 以上、会議で宜しく御検討の程をお願い致します。 | 該当部分を修正した。 「人権とは、全ての人々が等しく生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利あるいは生まれながらに持つ権利であり、誰にとっても身近で大切なもの、日常の思いやりの心によって守られるべきものです。」を「人権とは、全ての人々が生まれながらに持つ権利であり、等しく生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利として、誰にとっても身近で大切なもの、日常における本人の人権主体としての自覚と、周りの人々の思いやりによって守られるべきものです。」に記載変更した。 なお「全て」→「総て」は変更無し (他の14カ所は「全て」と記載のため) ※イェーリングの『権利のための闘争』 「法の目標は平和であり、それに達する手段は闘争である」という有名なことばをもって始まり、他人から権利侵害や権利圧迫を受けたとき抗議闘争をするのは、単なる損害の回復ではなく、人格の回復である。さらに、このような権利のための闘争は、国家社会の法の制定に役だっただけだから、各人の社会に対する義務である、とする。 |
| 12 | 30 | Ⅲ4(8) 犯罪被害者等の 人権 | 10行目に「性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターかならいん」とあるが、「かならいん」に鍵括弧をつけたほうが良いのではないか。 | 該当部分を修正した。 「性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターかならいん」を「性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター『かならいん』」に記載変更した。 |

| | | | | |
|----|----|---|--|---|
| 13 | 34 | Ⅲ4(10)インターネットによる人権侵害 | 「■これまでの施策■」のフォントを他の分野と揃える。 | 該当部分を修正した。 明朝体をゴシック体に変更した。 |
| 14 | 6 | Ⅱ1基本理念 | 「そして、時代や社会の変化」・・・について、主語(人権)を追記した方が良いと思う(なくても通じると思う)。 | 該当部分を修正した。 「そして、時代や社会の変化」を「そして、人権は時代や社会の変化」に記載変更した。 |
| 15 | 28 | Ⅲ4(7)疾病等(エイズ・HIV感染症、ハンセン病、新型コロナウイルス感染症の患者やその家族及び医療従事者等)にかかる人権侵害 | 7～8行目に「さらにその家族や勤務先・・・近隣住民に 対して 、不当な・・・社会問題となりました。」とあるのを、「さらに・・・」・・・近隣住民に に対する 不当な差別や・・・社会問題となりました。」とする方が日本語的に自然だと思う。 | 該当部分を修正した。 「対して」を「対する」に記載変更した。 |
| 16 | 30 | Ⅲ4(8)犯罪被害者等の 人権 | 10行目に「性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター かならいん により」とあるが、かならいんが組織ないし制度名であることが分かりにくいと感じた(当初誤記かと思ったが、ネット検索により、かならいんが、組織ないし制度名であることを知った。)かならいん(性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター)というように分かりやすくすることはできないか。 | 該当部分を修正した。 「性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターかならいん」を「性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター『かならいん』」に記載変更した。 |
| 17 | 34 | Ⅲ4(10)インターネットによる人権侵害 | 1～3行目に「幅広い年齢層が」・・・「コミュニケーションが活発に行われるようになりました」とあるが、日本語的に違和感を覚えた。「幅広い年齢層により、インターネットを利用しての」とするか、「幅広い年齢層が」・・・「コミュニケーションを 活発に行うようになりました 」とする方が自然だと思う。 | 該当部分を修正した。 「コミュニケーションが活発に行われるようになりました」を「コミュニケーションを活発に行うようになりました」に記載変更した。 |
| 18 | 38 | Ⅲ4(12)災害時における人権侵害 | 「東日本大震災」「 では 」に対応するのは「もたらされました」で、「もたらしました」で結ぶ場合には、主語は、「東日本大震災 は 」になると思う。 | 該当部分を修正した。 「東日本大震災『では』」を「東日本大震災『は』」に記載変更した。 |
| 19 | 39 | Ⅲ4(12)■施策の方向性 ■1 | 「防災訓令等への積極的な」の前に「市民に対して」と追記する等、参加を促す対象を記載する方が分かりやすいと思う。 | 該当部分を修正した。 「防災訓練への積極的な」の前に「市民に対して」を追記した。 |
| 20 | 40 | Ⅲ4(13)セクシュアルマイ リティの人権 | 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の段落で「性別の取扱い変更の審判を受けられようになりました」の前に、「家庭裁判所で」を追記しても良いと思う。 | 該当部分を修正した。 「性別の取扱い変更の審判を受けられようになりました」の前に、「家庭裁判所で」を追記した。 |
| 21 | 41 | Ⅲ4(13)■課題■ | 2段落目に「このようなことから、・・・現状です。」とあるが、アンケートの集計結果を記載した前の文との繋がりに不自然さを感じた。「このようなことから・・・依然としてあることがうかがわれる(あるいは、「あるといえます」)等の方が自然なように思う。 | 該当部分を修正した。 「あるのが現状です」を「あることがうかがわれます」に記載変更した。 |